2026年11月４日

各　　位

会　社　名　サイプレス・ホールディングス株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　東　稔哉
（コード番号：428A　東証スタンダード市場）
問合せ先　　常務執行役員ＣＦＯ　永田　哲也
TEL. 03-6230-9121

株式売出し及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2026年11月４日付の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、本売出しに関連して、当社の主要株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

当社は、2019年７月に、飲食店の経営を行う㈱サイプレスの経営管理の強化や事業成長ポテンシャルの最大化を図ることを目的として、㈱丸の内キャピタル（三菱商事㈱及び㈱三菱UFJ銀行が出資して設立し、その後、三菱商事㈱が100%出資する企業投資ファンド運営会社）が出資する形で設立されております。

当社は、丸の内キャピタルの小売・飲食業界における豊富な投資知見や支援実績、並びに三菱商事グループのネットワークを活用することにより、店舗開発力の強化やガバナンス体制の整備を進め、2025年10月には東京証券取引所スタンダード市場への株式上場を果たしました。

上場後となる2026年８月期には、これまでの出店ペースを大幅に上回る18店舗の新規出店を行いました。また、来期以降の成長拡大に向け、フランチャイズ事業を開始、さらに、これまで商業施設への出店が中心でしたが、潜在的な市場がより大きなロードサイドへの出店に向け開発体制を強化し、ロードサイド１号店の出店を果たしました。当社グループは、これまでの出店スタイルから出店チャンネルが多層化し、新たな成長ステージへの転換を図っております。

このような成長戦略の進展と経営基盤の安定化に伴い、丸の内キャピタルとの協働および支援は一定の節目を迎えたものと認識しております。かかる状況下、丸の内キャピタルが運営するファンド（丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合及びMarunouchi Global Fund Ⅱ L.P.）より、現在保有する当社普通株式（発行済株式総数に対する所有割合：約19.41%）のうち、発行済株式総数（2026年８月31日時点）の約15%にあたる株式の売却意向を確認いたしました。

当社といたしましては、同ファンドに対する円滑な株式売却の機会を提供するとともに、市場における当社株式の流動性向上、ならびに個人投資家をはじめとする株主層の更なる拡大・多様化を図ることが、当社の中長期的な企業価値向上に寄与するものと判断し、本売出しの実施を決議いたしました。

併せて、当社は本日付の取締役会決議において、株主還元の強化と更なる資本効率の向上を図るとともに、本売出しに伴う株式需給への影響の緩和、また、今後の資本政策の一環として活用することを想定し、株式の取得価額の総額３億円及び取得し得る株式の総数187,500株をそれぞれ上限とする自己株式の取得（以下「本自己株式取得」という。）を実施することを決定いたしました。本自己株式取得の詳細は本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

Ⅰ．株式の売出し

１．当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

（１）売出株式の種類及び数	当社普通株式　1,845,400株	
（２）売出人及び売出株式数	丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合	1,815,900株
	Marunouchi Global Fund Ⅱ L.P.	29,500株
（３）売出価格	未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年11月11日（水）から2026年11月16日（月）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。）	
（４）売出方法	株式会社ＳＢＩ証券、ＳＭＢＣ日興証券株式会社、みずほ証券株式会社及び岡三証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。	
（５）申込期間	売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の２営業日後の日まで。	
（６）受渡期日	2026年11月18日（水）から2026年11月24日（火）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の５営業日後の日とする。	
（７）申込証拠金	１株につき売出価格と同一の金額とする。	
（８）申込株数単位	100株	

（９）売出価格、その他本引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

２．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞２．を参照のこと。）

（１）売出株式の種類及び数	当社普通株式　276,800株 なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
（２）売出人	株式会社ＳＢＩ証券
（３）売出価格	未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
（４）売出方法	引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、株式会社ＳＢＩ証券が当社株主から276,800株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
（５）申込期間	引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（6） 受　渡　期　日　　引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。

（7） 申 込 証 拠 金　　１株につき売出価格と同一の金額とする。

（8） 申 込 株 数 単 位　　100 株

（9） 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。

＜ご参考＞

１．株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりであります。

２．オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である株式会社ＳＢＩ証券が当社株主から 276,800 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、276,800 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、株式会社ＳＢＩ証券は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 12 月 11 日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、株式会社ＳＢＩ証券は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 12 月 11 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。株式会社ＳＢＩ証券がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社ＳＢＩ証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、株式会社ＳＢＩ証券は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、株式会社ＳＢＩ証券がグリーンシューオプションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社ＳＢＩ証券による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から株式会社ＳＢＩ証券へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

① 売出価格等決定日が 2026 年 11 月 11 日（水）の場合、「2026 年 11 月 14 日（土）から 2026 年 12 月 11 日（金）までの間」

② 売出価格等決定日が 2026 年 11 月 12 日（木）の場合、「2026 年 11 月 17 日（火）から 2026 年

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

12月11日（金）までの間」

③　売出価格等決定日が2026年11月13日（金）の場合、「2026年11月18日（水）から2026年12月11日（金）までの間」

④　売出価格等決定日が2026年11月16日（月）の場合、「2026年11月19日（木）から2026年12月11日（金）までの間」

となります。

２．ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人である丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合及びMarunouchi Global Fund Ⅱ L.P.は株式会社ＳＢＩ証券に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間①」という。）中、株式会社ＳＢＩ証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡しすること、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を株式会社ＳＢＩ証券が取得すること等を除く。）を行わない旨確約しております。

また、引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主である株式会社EAM及び東　稔哉は株式会社ＳＢＩ証券に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間②」という。）中、株式会社ＳＢＩ証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨確約しております。

さらに、当社は株式会社ＳＢＩ証券に対し、ロックアップ期間②中、株式会社ＳＢＩ証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行又は売却等（ただし、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものに限る）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨確約しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社ＳＢＩ証券はロックアップ期間①及びロックアップ期間②中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

Ⅱ．主要株主の異動

１．異動が生じる経緯

前記「Ⅰ．株式の売出し　１．当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しに伴い、当社の主要株主の異動が見込まれるものであります。

２．異動する株主の概要

（１）	名　　称	丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合
（２）	所　在　地	東京都千代田区丸の内二丁目７番２号JPタワー11階
（３）	代表者の役職・氏名	無限責任組合員　株式会社丸の内キャピタル 代表取締役社長・立川 擁
（４）	事　業　内　容	投資事業

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

３.異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 （所有株式数）	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前 （2026 年 11 月４日現在）	24,457 個 （2,445,700 株）	19.11％	第２位
異動後	3,574 個 （357,400 株）	2.83％	第３位

（注）１．異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2026 年８月 31 日現在の総株主の議決権の数 127,976 個を基準に算出しております。また、大株主順位は、2026 年８月 31 日現在の株主名簿による株主順位に基づくものであります。

２．異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

３．異動後の議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合は、本日付で公表した「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 459 条第１項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」に記載の取得し得る株式の総数の上限 187,500 株の自己株式を当社が取得した場合に減少する議決権の数 1,875 個並びに前記「Ⅰ．株式売出し １．当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当該株主の売出株式数に係る議決権の数 18,159 個（1,815,900 株）及び「Ⅰ．株式の売出し ２．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しのために株式会社ＳＢＩ証券に対し貸出される 2,724 個（272,400 株）を控除して算出しております。

４．異動予定年月日

前記「Ⅰ．株式の売出し １．当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の５営業日後の日）

５．今後の見通し

本異動による当社の経営体制及び業績等への影響はありません。

以　上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。